（第二条の規定による出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「申請人が次のいずれにも該当していること。」とあるのは、「申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了している技能実習において修得した技能が、従事しようとする業務において要する技能と関連性が認められる場合にあっては、ハ及びニに該当することを要しない。」とする。

第六条　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書（同項に規定する在留資格認定証明書をいう。以下同じ。）の交付の申請に係る入管法第七条第一項第二号の基準については、なお従前の例による。

2　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとして入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六条第二項の規定による上陸の申請に係る入管法第七条第一項第二号の基準については、施行日（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

（第四条の規定による特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条　改正法第二条の規定による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第十六条第一項の規定により実習認定（技能実習法第二条第七項に規定する実習認定をいう。以下この項において同じ。）を取り消された者は、第四条の規定による改正後の特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（以下「新特定技能基準省令」という。）第二条第一項第四号（ト及びチに係る部分に限る。）の規定の適用については、当該実習認定を取り消された日において、改正法第二条の規定による改正後の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（以下「育成就労法」という。）第十六条第一項の規定により育成就労認定（育成就労法第十一条第一項に規定する育成就労認定をいう。）を取り消されたものとみなす。

第八条　新特定技能基準省令第二条第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「過去三年以内に出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条の二十一第一項第二号に規定する講習を修了し、次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とあるのは、「次に掲げる事項を統括管理することとされているもの」とする。

第九条　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

2　施行日前に入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとして入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者から施行日以後にされた入管法第六条第二項の規定による上陸の申請に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、施行日（前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付を受けた者にあっては、当該交付の日）から起算して三月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3　施行日前にされた次に掲げる申請に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

一　在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。以下同じ。）への変更の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

二　入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であって、この省令の施行の際、同条第三項の規定による許可をするかどうかの処分がされていないもの

4　この省令の施行の際現に入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者並びに前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印又は許可を受けて在留する者の本邦の公私の機関との雇用に関する契約に係る入管法第二条の五第三項の基準のうち、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係るものについては、なお従前の例による。

第十条　施行日前にされた次に掲げる申請に係る一号特定技能外国人支援計画は、当該一号特定技能外国人支援計画に係る外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日（当該外国人が施行日後にされた入管法第二十一条第二項の規定による申請に対する在留期間の更新の許可を受けた場合にあっては、当該許可の日）までは、新特定技能基準省令第三条第一項第一号ルに掲げる事項が記載された一号特定技能外国人支援計画とみなす。

一　入管法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた入管法第七条の二第一項の規定による在留資格認定証明書の交付の申請

二　在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格への変更の申請

三　入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請

（様式に関する経過措置）

第十一条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2　改正法附則第八条第二項から第四項までの規定によりなお従前の例によることとされた在留資格認定証明書の交付の申請又は同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされた在留資格の変更若しくは在留期間の更新の申請に係る様式については、新規則別記第六号の三様式、別記第三十号様式及び別記第三十号の二様式にかかわらず、なお従前の例による。